

破産管財人等の口座開設手数料新設のお知らせ

2023年3月1日

日頃は、当金庫をお引き立て賜りお礼申し上げます。

当金庫では、2023年4月3日（月）より、破産管財人等が手続きのために開設する以下の新規口座について、事務負担等を考慮し、口座開設手数料を新設いたします。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

2023年4月3日（月）

2. 対象口座

破産管財人口座・相続財産管理人（相続財産清算人）口座・不在者財産管理人口座

※破産管財人口座は、既存口座を破産管財人名義に変更する場合も含まれます。

3. 手数料内容

口座開設1件あたり 11,000円（税込）

以上